

熱損失防止(省エネ)改修住宅等に対する固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

胎内市長様

住所			
申告者	氏名(名称)		
(納税義務者)	電話	()	
	個人番号・法人番号		

地方税法附則第15条の9第9項又は同条第10項に規定する熱損失防止(省エネ)改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、胎内市税条例附則第9条の3第9項の規定に基づき申告します。

所 在	胎内市	家屋番号	
構 造	木造・非木造()		階建
種 類 (用 途)	住宅 併用住宅 共同住宅	持家の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> マンション
延床面積	m ²	人の居住の用に供する部分の床面積	m ²
建築年月日 (登記年月日)	年 月 日 (建築・登記)	改修工事完了年月日 (バリアフリー改修工事)	年 月 日
熱損失防止	全体工事費用 円 ※熱損失防止改修工事以外の工事費用も含む		
改修工事費用	熱損失防止改修工事関連費用	－ 給付金額・補助金額	= 自己負担金額
(省エネ改修工事)	円	－	円 = 円
改修工事完了後3か月以内に申告書を提出できなかった理由			

【世帯区分等状況確認】

本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに「同意します ・ 同意しません」。

※ どちらか○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、そのつど提出していただくことになります。

※ 添付書類及び記入方法については、裏面に記載してあります。

添付書類

- 熱損失防止（省エネ）改修工事が行われた旨を証する書類（**建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書**）
- 補助金の交付決定通知書等の写し（補助金等を受けた場合）
- 長期優良住宅の認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けている場合）
- 納税義務者の住民票の写し（個人番号または法人番号を記入した際は添付不要）

記入方法

1. 申告者（納税義務者）の欄には、熱損失防止（省エネ）改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受ける納税義務者の住所・氏名（名称）・電話番号・個人番号又は法人番号を記入してください。
2. 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・構造・種類（用途）・持家の種類・延床面積・人の居住の用に供する部分の床面積・建築年月日（登記年月日）・改修工事完了年月日・熱損失防止改修工事費用をそれぞれ記入してください。

なお、改修工事完了後3月を経過した後に申告書を提出する場合は、理由をご記入ください。

※ 記入例

所 在	胎内市△△町□□番地		家屋番号	〇〇-△△
構 造	木 造 ・ 非木造 ()			2 階建
種 類 (用 途)	住 宅	併用住宅	共同住宅	持家の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 一 戸 建 <input type="checkbox"/> マンション
延 床 面 積	115.93㎡	人の居住の用に供する部分の床面積	115.93㎡	
建 築 年 月 日 (登 記 年 月 日)	平成 10年 12月 20日 (建築 登記)	改修工事完了年月日 (バリアフリー改修工事)	令和 5年 4月 10日	
熱 損 失 防 止	全体工事費用 650,000 円 ※熱損失防止改修工事以外の工事費用も含む			
改 修 工 事 費 用 (省エネ改修工事)	熱損失防止改修工事関連費用	給付金額・補助金額	=	自己負担金額
	650,000 円	0	=	650,000 円
改修工事完了後3か月以内に申告書を提出できなかった理由				

【世帯区分等状況確認】

本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに「**同意します**」 ・ 同意しません」。

※ どちらか○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、そのつど提出していただくことになります。